

Mazars有限責任監査法人
透明性報告書

2022

mazars



目次

- 4 総括代表社員CEOからのご挨拶
- 6 Mazarsの概要
- 8 Mazars Partnership
- 10 Mazars有限責任監査法人におけるガバナンス体制と品質管理体制
 - 1. ガバナンス体制
 - 2. 品質管理体制
 - 3. 監査業務管理体制
 - 4. 外部機関からのレビュー
- 13 組織風土と人財育成
 - 1. 人事評価及び研修
 - 2. D&I（ダイバーシティ&インクルージョン）の推進
 - 3. 人財育成のための当法人独自のその他の制度
 - 4. Mazarsでの働き方
 - 5. 新型コロナウイルス感染症への対応
- 18 法人概要
- 20 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況について
 - 原則01 監査法人が果たすべき役割
 - 原則02 組織体制の強化
 - 原則03 経営機能の監督・評価
 - 原則04 業務体制の整備
 - 原則05 透明性の確保

総括代表社員CEOからのご挨拶

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たち、Mazars有限責任監査法人は、ユニークに統合されたMazars Partnershipに基づき、日本で展開している監査法人です。国際的な監査、税務、アドバイザリーファームであるMazarsは、約47,000人のプロフェッショナルとともに100カ国近くに拠点を有し、2,000社以上の上場企業を監査しています。我々は、世界全体をワンファームとして考え、各国オフィスやパートナーとの密接かつ強固な関係に基づき、グローバルベースで最適な保証業務を適時に提供できることを、その強みとしています。

私たちは、現在、グローバル対応能力のある中堅監査法人としてのプレゼンスを高めつつあるかもしれません。グローバル対応能力のあるビジネスパーソンを養成し輩出するプラットフォームであり続けたいとも思っています。しかしながら、私たちのまずもっての使命は、監査及び会計の専門家たる公認会計士として、グローバルに展開している日本の上場企業に高品質な監査業務を提供し続け、日本の金融市場に真摯に貢献するところにあると信じております。このような公共的側面を担わせていただく責任の重さをしっかりと噛みしめながら、皆が個々の専門家として精進するとともに、法人のガバナンスを強化し組織的な品質マネジメントの実効性を高めるべく、日々努めております。

私たちは、社会に付加価値を提供しうる有意な監査法人として、品質マネジメント体制の維持・発展に最大限のフォーカスを置きつつ、今後も着実に成長を続けて参ります。



大矢 昇太
Mazars有限責任監査法人
総括代表社員CEO



Mazarsの概要

Mazarsは、公正で豊かな世界の経済的基盤の構築を目指す、国際的な監査・税務・アドバイザリーファームです。**Mazars**は、統一されたパートナーシップのもと、一つの統合されたチームとして、専門知識、規模、文化的理解を生かしながら、監査、会計、税務、ファイナンシャル・アドバイザリー、法務サービス*において、卓越したテラーメイドのサービスを提供しています。

フランスを発祥とするMazarsは、100近くの国や地域に拠点をもち、30,000人以上からなるMazarsの統合されたパートナーシップと17,000人以上からなるMazars North America Allianceを合わせた47,000人以上のプロフェッショナルを擁し、クライアントがビジネスチャンスを最大限に生かし自信を持って事業を展開できるよう支援しています。

目的と理念

私たちは、構成員やクライアントの成功、金融市場の健全性、業界の健全性に配慮することで、公正で豊かな世界の経済基盤の構築に貢献することを目指しています。クライアント、構成員、業界がそれぞれの可能性を発揮し、正しい行動ができるように支援することに誇りを持っています。

私たちは、専門知識、俊敏性、理解力を結集して、クライアントや人々、社会にとって最適な答えや体験を提供するときに、最高の力を発揮します。

私たちは、クライアントに対し、クライアントの特性を尊重したアプローチで、そのビジネスにとって最適な答えを見つけていくことを約束します。

私たちは、構成員の個性を尊重し、各々がなりたいたいと思うエキスパート・プラクティショナーやリーダーになるための力を与える会社であることを約束します。

私たちは、投資家、市場、規制当局、そして社会全体に対して、独立性、説明責任、社会的良識をもってあらゆる業務に取り組み、常に正しいことを行うことを約束します。

Mazarsならではのアプローチ

私たちは、多文化でありながら一つに統合したパートナーシップであり、国境やセクターを越えて一つのチームとして活動し、世界中で共通の目標、価値観、サービス基準を持ち、公益のために働くことを約束します。

私たちは、グローバルなプレゼンス、国際的な専門知識、地域に根ざした活動を組み合わせることで、クライアントをより深く理解し、長期的な関係を築き、それぞれの市場でクライアントが直面する固有の状況に合わせた回答やソリューションを提供します。

また、最高レベルの品質を提供することに加えて、誠実さ、説明責任、社会的良識を持って、すべての任務に取り組むとともに、私たちは、独立性、多様性、バランスのとれた世界観を維持する方法で成長し、拡大していきます。

* 適用国の法律で許可される場合

ステークホルダーに対して約束を果たすためのMazarsならではの4つの特性

権限を有するエキスパート集団

クライアントのために正しいことを行う権限を有するプロフェッショナル

- 各人材の個性とリーダーシップを尊重しています。
- 企業家精神やパイオニア精神を促進しています。
- 未来志向です。
- 各人材が最高水準の技術的卓越性を獲得することを支援しています。
- クライアントそれぞれに優れた品質のパーソナライズされたサービスを提供しています。
- 専門知識と独立性を活かし、クライアントと公益のために正しいことを行っています。

シームレスな統合性

有意義なエクスペリエンスと均一な品質を提供するワンチーム

- 一つの統合されたチームとして、クライアントとステークホルダーと共に業務を展開しています。
- 一致した利害と一貫したデリバリーモデルの下で、一体となって連携した1つのパートナーシップとして世界中で業務を展開しています。
- セクターやサービス、地域をまたいでシームレスに協働し、世界各地のクライアントに均一な品質を提供しています。

偏りのない視点

ローカルな視点とグローバルな視点の両方からの賢明なアドバイス

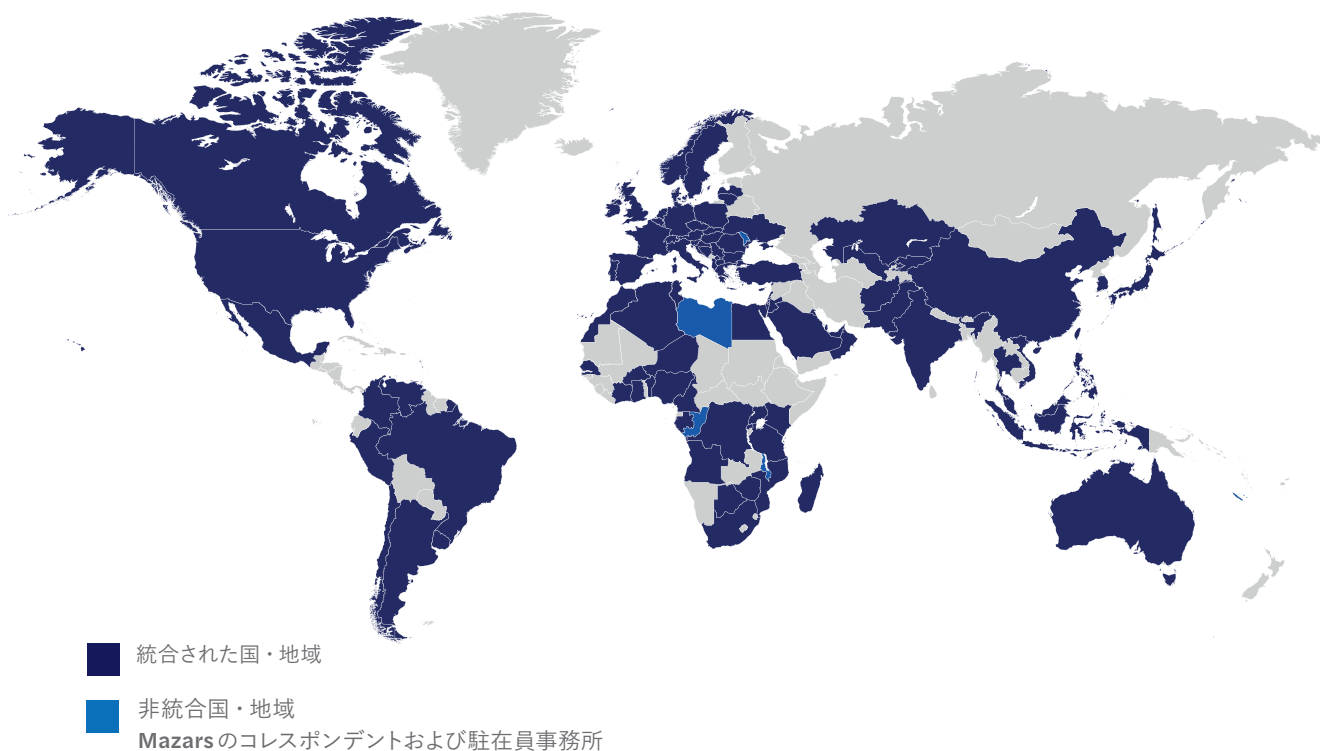
- Mazarsは国際的で多文化なパートナーシップです。
- その規模は、アプローチにおけるアジリティと個性を維持したままで世界中のグローバルクライアント、ローカルクライアントに対応することが可能な規模です。
- ローカルチームは現地との結びつきが深く、文化意識とグローバル視点での理解を併せ持っています。
- Mazarsは、独立性、思考の多様性、偏りのない世界観が維持される方法でパートナーシップの体制と拡張に尽力しています。

社会意識

クライアント、投資家、市場、規制当局、社会に信頼される考え方

- 各人材が公平で豊かな世界の経済的基盤の構築に貢献しています。
- どのように業務を行うかは、何を行うかと同じくらい重要と考えます。
- Mazarsはその行動に対して説明責任を負い、クライアントと社会のために正しいことを行います。
- ファームは未来の世代のために運営されています。
- Mazarsはその社会意識によって独立性を維持し、業界に選択肢をもたらしています。

Mazars Partnership



1. 拠点数

世界中の100近くの国と地域で事業を展開しています。

2. 人員数

47,000人以上 (Mazarsの統合パートナーシップ: 約30,000人、Mazars North America Alliance: 約17,000人) のプロフェッショナルが所属しています。

3. グループ監査への対応

私たちのクライアントは、非上場企業から大規模にグローバル展開している企業まで多岐にわたります。

Mazarsは主要なグローバル市場およびあらゆる業界における専門家チームを擁し、クライアントが必要な専門知識とノウハウをワン・ストップで提供できるため、Mazarsと契約することにより、1つの窓口から、クロスボーダー・チームによる統合サービス、グローバル・サービスを楽しむことができます。

高品質な監査という意味では、深い洞察に基づいた監査業務の遂行、透明性の促進、建設的な課題の発見、といったメリットが得られ、クライアントの利害関係者が、その開示内容に対する信頼感を深める結果につながります。

メリットはそれだけに留まりません。厳格な独立監査人による監査は、信頼性の高い統制とガバナンスの枠組みを構築するうえでも役立ち、クライアントは将来に備えることができます。



Mazars有限責任監査法人におけるガバナンス体制と品質管理体制

1. ガバナンス体制

当法人は、2019年7月1日に有限責任監査法人へ移行しました。当法人の重要事項に関する決定は、出資者である社員によって構成される社員会によりなされており、社員会において選任された総括代表社員CEOが業務執行の最終責任を負っています。

業務の執行の適正を確保するための措置

当法人では、業務の執行の適正を確保するための措置として、以下の体制をとっています。

• 経営管理に関する体制

公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置として、当法人では、特定社員は監査証明業務を執行してはならないと規定しています。そして、社員のうち、特定社員の割合を25%以下としています。なお、全社員に対する特定社員の占める割合は下記のとおりです。

特定社員の状況【2022年12月末日現在】

社員数合計 8名（うち特定社員1名）

特定社員の占める割合 12.5%

• 法令順守に関する体制

法令順守は当法人にとって最優先の事項とされており、被監査会社への監査証明が行われる際に法令違反等が発覚した場合、品質管理部及び社員会により事実確認を行ったのち、速やかに被監査会社へ当該法令違反事項の概要や是正措置、その他の適切な措置等をとるべき旨を通知することとしています。加えて、ウェブサイトを通じて社内外からの通報を受け付けており、法令順守の監視にあたっては顧問弁護士と連携しています。

2. 品質管理体制

• 品質管理システム

当法人では、高品質な監査業務の提供を実現するため、監査契約の新規締結及び更新、監査計画の策定、監査業務の実施、監査報告書の発行といった業務における品質管理の方針や手続を、品質管理規程において規定し、品質管理部において運用しています。

なお、当法人では、品質管理に関する方針及び手続について、総括代表社員CEOを品質管理システムにおける最高責任者とし、品質管理システムに関する整備及び運用に関する責任者は品質管理部部長としています。

品質管理部の人員数等の状況と全社員・職員に対する割合は次のとおりです。

【2022年12月末日時点】

品質管理部の人員数の状況 8名

全社員・職員に対する割合 13.3% (8名/60名)
(非常勤職員除く)

当法人の品質管理システムの整備や運営を担う品質管理部では、傘下に以下の委員会やチームを設置して、日常の業務運営を行っています。

- 受嘱委員会
- モニタリングチーム
- コンサルテーション・ナレッジ管理チーム
- 監査調書管理チーム
- Atlas Japanチーム
- Mazarsグローバル対応チーム
- 規制当局対応チーム

• 職業倫理及び独立性

職業倫理

当法人では、社員、常勤職員、非常勤職員を問わず、日本公認会計士協会が制定している職業倫理に関する規定の遵守を求めており、監査チームのメンバーが職業倫理に関する規定を遵守していないことに気付いた場合には、適切な者へ専門的な見解の問合せを行うなどの対応をとらなければならないこととしています。

独立性

当法人では、監査対象会社に対する独立性の確認を、監査期間を通して監査チームにおいて随時実施しています。また、毎年9月に、社員、常勤職員、及び非常勤職員に対して日本公認会計士協会が公表している独立性に関するチェックリスト、及びMazarsグローバル所定の独立性の宣誓書への記入を求めることにより、独立性の確認を実施しています。併せて、新規入職者に対しても、入職時に同様の確認を実施しています。

独立性に関する年次確認手続の回答率：
2022年8月期、2021年8月期ともに100%

認識された違反件数：
2022年8月期、2021年8月期ともに0件

業務執行社員等のローテーション制度

独立性を確保しつつ、十分な知識・経験を活かした高品質な監査を提供するため、特定の大会社等の監査業務においては、連続する従事期間を業務執行社員は原則7会計期間、審査担当者も7会計期間と設定し、その後は2年以上のインターバルを設けなければならない旨を定めています。

特定の監査対象会社に対する報酬依存度に関する具体的な判断基準及びセーフガードの適用

当法人では、特定の監査対象会社に対する報酬の依存度が2期連続で15%を超える場合には、必要に応じて阻害要因の程度を許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを適用します。

・品質管理システムの監視

当法人では、品質管理システムの監視として、日常的監視と定期的検証を下記のとおり実施しています。

日常的監視：品質管理部の社員及び職員が、品質管理システムの監視を日常的に実施しています。

定期的検証：検証の対象となる会社に対する監査業務及び審査を実施する者が、当該業務の定期的な検証には関与しない状況を確認した上で、監査証明業務に関与した全社員について、最低でも年間1件の監査業務が定期的検証の対象となるようにしています。

定期的検証の結果は、年に一度総括代表社員CEOに報告されるとともに、全社員・職員を対象とした研修を実施してフィードバックを行っています。

(2022年8月期)

- ・ 定期的検証の対象となった業務数： 5
- ・ パートナーカバー率： 100%

・不正リスクへの対応

当法人は、監査基準及び監査における不正リスク対応基準に準拠し不正リスクに留意して、品質管理の手続と方針を、以下のとおり整備・運用しています。

- ・ 監査契約の新規の締結及び更新の判断に当たり、関与先の誠実性に関する理解を含む不正リスクを考慮して、監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクを評価しています。
- ・ 専門要員が監査業務を行ううえで必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、法人内部で不正事例研修を全社員・職員を対象に実施するなど、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しています。
- ・ 不正リスク対応基準に関する研修を全社員・職員を対象に実施し、職業的懐疑心を常に保持・発揮することの重要性を強調しています。
- ・ 不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、適時審査や意見審査を受審することを義務付けています。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、合議制による審査を実施することとしています。

・通報制度

当法人では、不正検知の機能の一部として、内部通報規程に基づき、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反（公認会計士の独立性違反、インサイダー取引等を含む）や当法人の品質管理システムに抵触する事項に関する情報を受け付けるため、ウェブサイト上に通報窓口を設けるとともに、通報受付の窓口として品質管理部部長を指定しています。

通報を受けた際には、内容を総括代表社員CEOへ報告の上、顧問弁護士及び通報対象の業務に従事していない社員（特定社員を除く）によって、事実関係の調査が実施され、調査結果報告書が作成されます。

Mazars有限責任監査法人におけるガバナンス体制と品質管理体制

3. 監査業務管理体制

・監査契約の新規の締結と更新

当法人では、新規契約の締結及び契約の更新の際には、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠して、監査業務の契約条件の合意が行われます。

新規契約の締結を行う際には、「監査契約の新規締結及び更新規程」に従い、契約の締結内容や利害関係等コンフリクトの有無の確認、企業の統制環境の理解、業務内容及び受嘱におけるリスクなど、広範囲にわたる事項の検討を経たのち、品質管理部部長、または受嘱委員会により、監査業務の新規受嘱の審査・承認が行われます。

・監査報告書の発行の方針及び手続

当法人では、監査業務の実施における品質管理の方針及び手続の制定に加え、Mazarsグループが定めている品質保証マニュアル（Quality Assurance Manual、通称QAM）をカスタマイズしたうえで監査チームへ提供しています。

さらに、Mazarsグループ共通の監査マニュアル（Mazars Audit Manual、通称MAM）及び監査実施上のガイダンスや、QAMやMAMの内容を取り込んだ、Mazarsグループ共通の電子監査ツール「Atlas」を用意し、定期的に研修を実施しながら日常の監査業務で活用しています。

また、監査業務の終了後には定期的検証を実施しており、更なる監査品質の向上に努めています。

専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違及び審査に関する当法人の方針と手続は、次のとおりです。

1. 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人では、専門性が高く、判断に困難を伴う事項や見解が定まっていない事項に関して、監査チームが専門的な見解の問合せを行う場合があります。その方針及び手続については、「品質管理規程」に定めています。

2. 監査上の判断の相違

監査チーム内や、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は業務執行社員と審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じたときには、直ちに合議制による審査を受審しなければなりません。監査上の判断の相違が解消されて、審査会による最終承認が得られない限り、監査報告書を発行してはならないとしています。

3. 審査の方針及び手続

当法人では、すべての監査業務において、審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないとしたうえで、監査チームが策定した監査計画、実施した監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、計画審査と意見審査を受審することを義務付けています。監査業務に係る審査に関する方針及び手続は、「監査業務審査規程」に定めています。

当法人では、すべての監査業務提供先について、審査担当者が品質管理部部長により予め指名されており、監査上のリスクが高いと考えられる監査業務提供先については、審査担当者の判断により、業務執行社員以外の社員から構成される審査会を招集・開催して、合議制による審査を実施することとしています。

4. 外部機関からのレビュー

・日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会による検査

当法人は、日本公認会計士協会より2022年11月に重要な不備事項のない実施結果であった旨の品質管理レビュー報告書を受領しております。なお、当法人は、公認会計士・監査審査会による検査は、現在まで受けていません。

・Mazarsグローバル品質管理チームによるレビュー

当法人は、Mazarsグローバル品質管理チームによるレビューを3年に1度受けており、最も直近のレビューは2022年10月に実施されました。このレビューでは、当法人が適切な品質管理を実践して監査業務を提供しているかどうかについての確認が行われています。



組織風土と人財育成

1. 人事評価及び研修

当法人では、高品質な監査業務の提供を目的に、適切な能力及び経験を備えたプロフェッショナル（専門要員）を確保するため、人事評価や教育・訓練等の人事に関する方針を定めています。

人事評価

当法人は、社員及び職員が能力を高め維持すること及び職業倫理や独立性を遵守することを正当に評価し、十分にこれに報いるため以下の事項を実施しています。

- (1) 監査業務の実施及び職業倫理（独立性を含む）に関する当法人の定める方針及び手続をすべての専門要員に理解させること。
- (2) 専門要員に対して監査業務の実施、能力の向上及び実務経験を通じた能力開発に関して、評価及び助言相談を実施すること。
- (3) 昇進には、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を特に考慮すること。
- (4) 当法人の方針及び手続を遵守しなければ処分を受けることもあり得ることを、専門要員に理解させること。

当法人では、上記の事項に留意しつつ、経営管理部内の人事評価委員会が専門要員の評価を行い、報酬及び昇進を決定しています。

教育・訓練

当法人では、経営管理部内に研修委員会を設けており、社員、常勤職員及び非常勤職員に対して継続的な教育・訓練を立案・実施しています。加えて、日本の公認会計士の資格を持つ社員及び職員に対しては、研修委員会がCPEの履修状況を每期確認しており、監査従事者として必須である年間40単位（3年間で120単位）以上の研修を履修できるよう、研修カリキュラムが策定されています。

当法人のその他の教育研修

当法人は、全社員・職員等を対象とした全体研修のほか、年次別の研修や専門分野別の研修、ビジネスマナーや英語研修等も提供しています。

また、Mazarsグループのe-ラーニング研修ツールであるU-LearnやLinkedInのトレーニング等も受講できるようにしているほか、外部研修の受講者や米国公認会計士等の資格の取得を目指す者を支援するための補助制度も整備しています。

その他の研修の例

監査に関わる社内研修

- 実査、立会、確認、現預金、借入金等の基本的なサイクルの監査手続に関する基礎的な研修（主に新人向け）
- IFRS、新規に適用されるJ-GAAP等に関する研修（主にシニアスタッフ向け）
- IT監査、グループ監査、不正事例、リファーマル業務、上場企業監査を実施するための研修等

その他の教育研修制度

- 資格取得支援制度
- ビジネスマナー研修
- 各人のレベルに合わせた英語研修

LinkedInトレーニング

LinkedInが提供する専門知識に関するものや、その他の様々なトレーニングの学習リソース

2. D&I (ダイバーシティ&インクルージョン)の推進

ダイバーシティ&インクルージョンへのアプローチ

ダイバーシティとインクルージョンは、様々な領土や文化に深く根ざした国際的なグループとして活動する我々の基盤です。また、それは世界中の包括的なチームとしてサービスを提供し、意思決定を行い、一緒に将来の道を定義するという持続的な計画でもあります。

その中で、クライアントとスタッフのためにより良い価値を提供できる環境が構築されるよう、より多様で、より包括的なこれからの職場のありかたを目指して、スタッフそれぞれが有意義な貢献をしながら、ありのままの自分を形成できる統合したパートナーシップを通じ、帰属意識と誇りを持った組織であることを実感できる法人作りに専念しています。

Diverse by nature

世界中に拠点を持つ国際的なパートナーシップで構成されるMazarsは、その性質上、多様な国籍、言語、学歴を持つチームによって発展してきた組織です。包括的な組織としてこれらの特徴を最大限に活用することで、問題を解決し、組織を前進させ、結果として、クライアントにより良いサービスを提供することができます。

Inclusive by design

チーム、リーダー、パフォーマンスが、多様な民族的背景を持つさまざまなスタイルの人々によって構成され、これらの違いがより大きな価値と成功につながるような包括的な環境を育むことに全力を尽くしています。

Gender equity, diversity and inclusion

ダイバーシティの実現に向けた当法人の取組みの成果のいくつかを指標として示すと、次のとおりとなります。

- 6つの国籍（日本、フランス、中国、香港、フィリピン、ベトナム）のプロフェッショナルが社員及び職員として在籍
- 女性構成員比率 55%

(全社員・職員とマネージャーに対する女性比率 2022年12月末日現在)

女性職員 / 全社員・職員（非常勤職員除く）：
33/60 ⇒ 55%

マネージャー以上の女性 / 全マネージャー、シニアマネージャー、ディレクター：8/16 ⇒ 50%

(日本の公認会計士以外の資格保有者の数 2022年12月末日現在)

18名

内訳（複数資格取得者にある重複あり）：

- Certified Public Accountant (U.S.) 9名
+ 2名試験合格者
- Certified Public Accountant (Hong Kong) 1名
- Certified Public Accountant (Philippines) 1名
- Chartered Accountant (Canada) 1名
- Chartered Accountant (China) 2名
- Chartered Certified Accountant (UK) 1名
- 不動産証券化協会認定マスター 3名

組織風土と人財育成

3. 人財育成のための当法人独自のその他の制度

当法人は、Mazarsの特性を活かし、所属する人財が幅広い経験を積むことができるように、次のような制度を設けています。

- Mazars in Japanグループの他のサービスライン（FAS、Tax、Outsourcing等）への移籍
- グローバルで活躍するため他国のMazarsのオフィスへの出向（グローバルモビリティプログラム）

4. Mazars有限責任監査法人での働き方

当法人は、社員及び職員に対する福利厚生や健康管理も重視しており、ワークライフ・バランスにも配慮して次のような制度を設けています。

休暇

- 傷病休暇制度
- 試験前休暇制度
- 育児休業制度
- 夏季休暇
- 年末年始休暇
- 通常期の長期休暇の取得奨励

その他

法人内イベント・クラブ活動・育児支援・リモートワーク推進等

5. 新型コロナウイルス感染症への対応

当法人は、新型コロナウイルスに対する規制の変更や新型コロナウイルスによるクライアントのビジネスへの影響に対応するため、常に最新の情報を入手しています。

関連当局の要請に従うとともに、効率的にサービスを提供するためにも、当法人は社員・職員に対して、柔軟性を高めリモートワークを取り入れた新しい働き方を推奨しています。

また、法人内やクライアントとのコミュニケーションの円滑化のために、オンラインミーティングも積極的に実施しています。



法人概要

名称

Mazars有限責任監査法人
(英文名 Mazars Audit LLC)

監査法人の沿革

2011年5月16日 設立
2014年9月 1日 Mazarsのメンバーファームとなる
2019年7月 1日 無限責任監査法人から
有限責任監査法人へ移行

総括代表社員CEO

大矢 昇太

所在地

東京オフィス 〒107-0052
東京都港区赤坂1-11-44
赤坂インターシティ5階
電話 03-6823-6601 (代表)
FAX 03-5545-1378
設立 2011年
資本金 6,000万円
総括代表社員 大矢 昇太
人員数 117名 (うち非常勤職員等57名)
(2022年12月末日現在)
ホームページ www.mazars.jp

財務データ

(単位:千円)

| | 第11期 | 第12期 |
|-------------|----------------------------|----------------------------|
| | 令和2年9月1日 ～ 令和3年8月31日 | 令和3年9月1日 ～ 令和4年8月31日 |
| 売上高 | | |
| 監査証明 業務 | 368,159 | 548,326 |
| 非監査証明 業務 | 268,604 | 298,707 |
| 合計 | 636,763 | 847,033 |

関係会社

(Mazars Japanにおける他のサービスライン)

- Mazars Japan株式会社
- Mazars FAS株式会社
- Mazars税理士法人
- Mazars行政書士法人
- Mazars社会保険労務士法人

被監査会社数 (2022年8月末日現在)

監査業務提供先:147社

| 種別 | 被監査会社等の数 |
|--------------|----------|
| 1. 金商法・会社法監査 | 5社 |
| 2. 会社法監査 | 17社 |
| 3. その他の法定監査 | 26社 |
| 4. その他の任意監査 | 99社 |
| 計 | 147社 |

なお、上記のほか、106社に対して非監査業務を提供しています。

上場会社等主要な被監査会社名

- サンデン株式会社
- MUTOHホールディングス株式会社
- コムシード株式会社
- ダブル・スコープ株式会社
- 株式会社アルメディア
- and factory 株式会社
- フォルシアクラリオン・エレクトロニクス株式会社
- ナティクシス日本証券株式会社



監査法人のガバナンス・コードへの 対応状況について

当法人は、**2017年3月31日**に金融庁から公表された「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を適用するため準備中です。

監査法人が果たすべき役割

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則1 | 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。 |
| 考え方 | 資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。 会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。 公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われにくいということにならないよう留意すべきである。 |

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-1 | 監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 | 当法人では、監査業務の実施にあたっては、その品質が最も重視されることを、社員連絡協議会や研修等を通じて、総括代表社員CEOが構成員に対して繰り返し強調しています。 また、監査の品質の持続的な向上を図るべく、品質管理部が主体となって、品質管理規程のほか、品質管理に関する方針及び手続を定め、業務管理体制を整備しています。 |
| 1-2 | 監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 | 当法人の経営理念は、国際的なアプローチを活用し、高品質な監査保証業務を提供することを通じて、わが国の金融資本市場の更なる発展に貢献することです。そのため、当法人を通じて被監査会社に監査業務を提供するすべての者が、高水準な品質管理体制のもとで、高い専門性及び国際性を保持しながら業務に取り組むことを実践しています。 |
| 1-3 | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。 | 当法人は、社員8名を含む構成員数60名程度（非常勤職員を除く）の組織であり、全構成員の顔が見える環境にあることから、このメリットを生かして、各構成員が日常から緊密なコミュニケーションをとり、相互に尊重しつつも批判しあえる文化を醸成しています。 |
| 1-4 | 監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。 | 当法人は、内部の研修会や監査チームのミーティングでの議論、必要に応じて実施する業務改善のためのプロジェクトチームでの議論等を通じて、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有するとともに、開放的な組織文化、風土の醸成に努めています。 |
| 1-5 | 監査法人は、法人の業務における非監査業務の位置付けについての考え方を明らかにすべきである。 | 当法人は、監査業務を最優先としつつも、国際リファーマル業務等の非監査業務を受嘱し、実施しています。また、非監査業務を通じて構成員の知識や経験を深めることは、高品質な監査業務の遂行にも資すると考えています。 |

組織体制

| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則2 | 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。 |
| 考え方 | 監査法人制度は、5人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。 このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。 |

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2-1 | 監査法人は実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。 | 当法人は、経営上の重要事項の意思決定及び承認機関として社員会を設置し、社員会において選任された総括代表社員CEOが業務執行の最終責任を負っています。総括代表社員CEOのもと、監査部門のほか、品質管理部と経営管理部を設けています。品質管理部及び経営管理部内に受嘱委員会、研修委員会等の各種委員会を設け、関係する法令や規則等を踏まえた業務執行を実践しています。 |
| 2-2 | 監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 | |
| 1 | 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 | 品質管理部部長は、すべての監査業務について審査担当者（当該業務に関与していない日本の公認会計士資格を有する社員に限る）を選任します。監査上の重要な事項に対する監査チームの判断については、その適否について、審査担当者が審査を実施しています。また、監査上の重要な事項に関する問い合わせや見解の相違等が生じた場合には、品質管理部及び品質管理担当社員が窓口となって対応しています。 |
| 2 | 監査上のリスクを把握しこれに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備 | 監査計画の審査資料には、被監査会社の業界の経済環境や動向、被監査会社の監査上のリスク、経営者とのディスカッションの結果等に関する情報が記載されます。そして、計画審査の過程において、監査チームと審査担当者との間で情報が共有され、必要に応じて意見交換を行っています。 |
| 3 | 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 | 経営管理部内の研修委員会において、全体研修、新人研修、年次別研修等の包括的な年間研修計画を策定し、実施しています。また、監査現場においては、OJTを通じて職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための環境を整えています。さらに、各構成員に対して年に1度、総括代表社員CEO及び社員による面談を実施し、人事考課の結果を伝えるとともに意見交換を行っています。 |
| 4 | 監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備 | ITの有効活用の検討・整備については、経営管理部内に設置されたデジタル推進化チームにおいて対応しています。また、当該チームメンバーによる所内研修を通じて、知見を全構成員に周知しています。 |
| 2-3 | 監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。 | 経営機関としての社員会を構成する社員は、定款に基づき社員会において選任されます。社員会では、社員候補者の経歴書、実績等を参考に、社員候補者の資質及び経歴を勘案のうえ、慎重に検討します。 |

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則3 | 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 |
| 考え方 | 監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。 さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。 |

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3-1 | 監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。 | 経営機関としての社員の構成員である社員は、社員会における闊達な議論等を通じて、各人が果たしている経営機能の実効性について、監督・評価されています。加えて、当法人の経営機能の実効性を評価するため、外部有識者によって構成される経営評議会を今後設置する予定です。 |
| 3-2 | 監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。 | 指針3-1の社員会における監督・評価に加えて、顧問弁護士を選任しており、法律上の問題が生じた場合には適宜相談して助言を受けています。独立性を有する第三者の選任とその知見の活用は、今後実施する予定です。 |
| 3-3 | 監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば、以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 | 指針3-2を参照 |
| 3-4 | 監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。 | 当法人の監督・評価機関としての経営評議委員会を、今後設置する予定です。 |

業務運営

| | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則4 | 監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 |
| 考え方 | 監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。 さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。 |

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4-1 | 監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。 | 当法人は、社員会において監査の現場からの必要な情報等を共有するとともに、全体研修等を通じて社員会の考え方を構成員に周知しています。また、監査の品質管理上重要な事項については、品質管理部より通達を発出し、注意喚起をしています。また、必要に応じてプロジェクトチームを組成して、監査品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行い、監査業務の改善を図っています。 |
| 4-2 | 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。 | 当法人は、監査責任者自ら現場に往査し、現場の状況を把握して構成員の士気を高め、その能力を十分に把握したうえで、定期的な面談において適切に評価を行っています。昇進・昇給等の評価にあたっては、監査の品質向上に積極的か否か、職業的懐疑心を十分に保持・発揮したか否かといった点を、重要な評価項目として定めています。 |
| 4-3 | 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 | |
| 1 | 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること | 当法人では、構成員の知見や経験に基づいた監査チームの編成を、その見直しを含めて毎年行っています。また、採用活動を通年で行うことにより、各年代の人数がバランス良く配置されるようにしています。 |
| 2 | 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること | 当法人では、非監査業務について特定の構成員に業務が偏らないように、能力・適性を勘案しつつ機会を与えています。 |
| 3 | 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること | 当法人では、構成員の会計監査に関連する知見や経験について、年1回の定期面談において適切に評価しており、構成員の能力向上を踏まえた監査チームの編成を計画的に行っています。 |
| 4-4 | 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。 | 当法人では、被監査会社の経営者および監査役会と、監査リスク等について深度ある意見交換を行っています。また、監査の現場においても経理担当者等と意見交換や議論を十分に行っています。 |

透明性の確保

| | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原則5 | 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。 |
| 考え方 | 会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。 また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。 |

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5-1 | 監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。 | 本原則への取組みや対応状況については、当法人のウェブサイトにて今後公表する予定です。また、「品質管理システム概要書」並びに「業務及び財産の状況に関する説明書類」を、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録情報にて公表しています。 |
| 5-2 | 監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。 | |
| 1 | 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 | 日本公認会計士協会に提出した「品質管理システム概要書」において、全ての監査業務において監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が当法人の運営方針において優先されるということ、及び総括代表社員CEOが当法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っていることを明記しています。 |
| 2 | 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 | 指針1-2参照 |
| 3 | 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方 | 指針1-5参照 |
| 4 | 経営機関の構成や役割 | 指針2-1参照 |
| 5 | 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献 | 指針3-2参照 |
| 6 | 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 | 指針5-4参照 |
| 5-3 | 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。 | 当法人では、被監査会社に対し、監査計画の説明や監査結果の報告に際して、当法人の品質管理体制を説明し、積極的な意見交換に努めています。また、株主やその他資本市場の参加者等に対しては、指針5-1に記載のとおり、今後ウェブサイトで開示を行う予定です。また、今後は、外部有識者から構成される経営評議会を設置し、独立性を有する第三者である経営評議員から得られた知見も活用していく予定です。 |

透明性の確保

| 指針 | 原則・指針 | 当法人の取組み |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 5-4 | 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。 | 当法人は、「監査法人の組織的な運営に関する原則」の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を、今後定期的に評価していく予定です。 |
| 5-5 | 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。 | 当法人では、本原則の適用の状況などの評価の結果等を、組織的な運営の改善に向けて活用していく予定です。 |



Mazars有限責任監査法人

〒107-0052

東京都港区赤坂1-11-44

赤坂インターシティ5階

Tel: 03-6823-6601

Email: communication@mazars.jp

Mazarsは国際的な統合パートナーシップであり、監査、会計、アドバイザリー、税務、法務サービス*を専門としています。100近くの世界の国と地域で業務を展開しており、すべての規模のクライアントをあらゆる成長段階で支援するために、47,000人を超えるプロフェッショナルの専門知識を提供しています。そのうち、30,000人超はMazarsの統合パートナーシップに属し、17,000人超はMazars North America Allianceを介しています。

*適用国の法律で許可される場合

© Mazars 2023

mazars